

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

二 前条第 4 項第 1 号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、第 5 条第 5 号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第 23 条

法第 5 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める数値は、100 分の 18 とする。

令和7年度地方債同意等額（1次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (1次協議分) (A)	既届出額 (7月分まで) (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(78) 71,787	(36) 13,924	(115) 85,711	(176) 90,903
東日本 大震災分	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 15
総計	(78) 71,787	(36) 13,924	(115) 85,711	(176) 90,918

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う主な事業債

公共事業等債（1兆223億円）、緊急防災・減災事業債（6,257億円）、過疎対策事業債（5,025億円）、公共施設等適正管理推進事業債（4,359億円）、一般事業債（3,353億円）、緊急自然災害防止対策事業債（2,786億円）、公営企業債（総額2兆6,900億円）

3. 今後のスケジュール

○1次協議分：8月18日（月）に同意等予定

○2次協議分：2月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和7年度 第1次分)

(単位:億円)						
	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	58,118	12,512	44,887	57,399	719	98.8%
公 共 事 業 等	15,908	3,865	10,223	14,088	1,820	88.6%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※	-	4	497	501	▲501	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,100	1,263	955	2,218	▲1,118	201.6%
災 害 復 旧 事 業	1,127	115	512	627	500	55.6%
教育・福祉施設等整備事業	5,723	1,292	4,533	5,825	▲102	101.8%
学 校 教 育 施 設 等	2,670	527	1,850	2,377	293	89.0%
社 会 福 祉 施 設	367	151	337	488	▲121	133.1%
一 般 廃 棄 物 処 理	1,603	476	1,643	2,119	▲516	132.2%
一 般 補 助 施 設 等	546	92	535	626	▲80	114.7%
施設(一般財源化分)	537	46	169	214	323	39.9%
一 般 単 独 事 業	26,625	5,660	22,486	28,145	▲1,520	105.7%
一 般	2,493	2,186	3,353	5,539	▲3,046	222.2%
地 域 活 性 化	690	124	257	380	310	55.1%
防 災 対 策	871	84	494	578	293	66.3%
地 方 道 路 等	3,221	1,551	1,576	3,126	95	97.1%
旧 合 併 特 例	2,500	1	1,699	1,700	800	68.0%
緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	787	6,257	7,044	▲2,044	140.9%
公共施設等適正管理	4,500	344	4,359	4,704	▲204	104.5%
緊急自然災害防止対策	4,000	282	2,786	3,068	932	76.7%
緊急浚渫推進事業	1,100	71	415	485	615	44.1%
脱炭素化推進事業	900	175	1,019	1,194	▲294	132.6%
こども・子育て支援事業	450	13	150	163	287	36.2%
デジタル推進事業	900	42	122	165	735	18.3%
辺地及び過疎対策事業	6,490	0	5,546	5,546	944	85.5%
辺 地 対 策	590	-	521	521	69	88.4%
過 疎 対 策	5,900	0	5,025	5,025	875	85.2%
公共用地先行取得等事業	345	313	136	449	▲104	130.1%
行 政 改 革 推 進	700	-	-	-	700	-
調 整	100	-	-	-	100	-
公 営 企 業 債	31,985	1,412	26,900	28,312	3,673	88.5%
水 道 事 業	7,339	146	7,453	7,600	▲261	103.6%
工 業 用 水 道 事 業	420	4	385	389	31	92.7%
交 通 事 業	1,584	211	1,237	1,448	136	91.4%
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	-	218	218	42	83.7%
港 湾 整 備 事 業	618	48	491	539	79	87.2%
病院事業・介護サービス事業	5,998	266	4,661	4,927	1,071	82.1%
市場事業・と畜場事業	395	33	170	203	192	51.3%
地 域 開 発 事 業	1,346	9	705	714	632	53.1%
下 水 道 事 業	13,918	694	11,530	12,223	1,695	87.8%
観 光 そ の 他 事 業	107	1	50	51	56	47.8%
退 職 手 当 債	800	-	-	-	800	-
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(176)	(36)	(78)	(115)	(61)	65.3%
合 計	(176) 90,903	(36) 13,924	(78) 71,787	(115) 85,711	(61) 5,192	65.3% 94.3%
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-	-	-	-	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-
総 計	(176) 90,903	(36) 13,924	(78) 71,787	(115) 85,711	(61) 5,192	65.3% 94.3%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※ 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分 (単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	12	-	0	0	12	1.3%
公 営 住 宅 建 設 事 業	10	-	-	-	10	-
災 害 復 旧 事 業	1	-	-	-	1	-
一 般 補 助 施 設 等 ※ ※	-	-	0	0	-	-
一 般 単 独 事 業	1	-	-	-	1	-
公 営 企 業 債	3	-	0	0	3	7.8%
水 道 事 業	3	-	0	0	3	7.8%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	-	-	-	-	-	-
総 計	15	-	0	0	15	2.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計 (単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(176) 90,903	(36) 13,924	(78) 71,787	(115) 85,711	(61) 5,192	65.3% 94.3%
2 東日本大震災分	- 15	- 0	- 0	- 0	- 15	- 2.6%
合 計	(176) 90,918	(36) 13,924	(78) 71,787	(115) 85,711	(61) 5,207	65.3% 94.3%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。